

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

本来、企業とは社会的責任と公共的使命に裏打ちされた高い職業倫理観を持った経営者の手腕によって、その重要性が、自律的で意欲旺盛な役員に強調・明示・徹底されることで社会公器としての存在価値は高まるものと考えております。当社はこの経営思想に基づいて、ステークホルダーの信頼に応えるために、社外取締役や監査役の充実により、経営の監視機能を強化し透明性や健全性を高める一方、執行役員制度を設けて重要方針の徹底と迅速・円滑な業務執行を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】

現在、当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率は相対的に低いことから、議決権の電子行使及び招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、株主構成に占める機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながらそれぞれ導入を検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬額の決定に当たっての方針は定めておりませんが、株主総会にて決議された上限の範囲内で、業績や各役員の職務、経験年数、業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案のうえ、取締役の報酬は取締役会により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する方針と手続の開示については今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2 海外投資家への対応】

現在、当社株主における海外投資家の比率は1.5%未満と低いため特段の対応はしていませんが、今後、株主構成に占める海外投資家の比率を勘案しながら英語での情報開示・提供を検討してまいります。

【補充原則3-2-1 監査役会による外部会計監査人の評価】

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じて、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。今後、監査役会において外部会計監査人の適切な評価・選定のための基準策定について検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、業務遂行の執行責任を負う経営陣からの提案活動は、会社の活性化や持続的な成長を確保するために不可欠なものと認識し、取締役会や各取締役への提案は、方法や形式に拘束されることなく随時受け入れることとしております。取締役会で決議すべき事項については経営会議において事前に十分な審議・検討を行い、決定した内容については業務担当執行役員がこれを執行しております。

現在、経営陣の報酬につきましてはインセンティブ付けをおこなっておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績連動報酬の割合と現金報酬、自社株報酬の割合の適切な設定】

当社の取締役の報酬は、役員賞与については業績連動により決定しておりますが、中長期的な業績と連動する報酬や自社株による報酬制度は設けておりません。これらの報酬については今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の独立社外取締役は1名ですが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、取締役会等で適確な助言や意見を述べる等、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。今後、ガバナンス体制の更なる強化を目的に、2名以上の独立社外取締役の選任に向けて取り組んでまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役間における情報交換・認識共有】

【補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣・監査役との連携体制】

独立社外取締役が複数名となった時点で検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などの検討に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置していません。

取締役・監査役指名及び執行役員選任については独立社外取締役を含む取締役会において審議のうえ決定し、報酬についても株主総会で決議された報酬総額の枠内において、独立社外取締役を含む取締役会において適切に決定していることから、取締役会機能の独立性・客観性は現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は取引関係の強化を目的に、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。取引関係の強化によって得られる当社グループの利

益と投資額等を総合的に勘案しその投資可否を判断することを基本方針としております。
また、同株式の議決権行使につきましては、株主価値の向上に資するものか否かを議案ごとに判断した上で行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者取引については、社内規程によりあらかじめ取締役会での決議を必要としております。また、その決議には該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行ってまいります。更に、当社及び子会社の役員も含め、関連当事者間の取引の有無を確認する調査を毎期実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の企業理念、経営戦略及び経営計画は、当社ウェブサイト、決算説明会資料等で開示しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書に記載し公表しております。
(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役及び監査役候補の選任に当たっては、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うできる候補者であることを基準としております。取締役候補者については代表取締役が取締役に推薦し、取締役会で審議のうえ決定しております。監査役候補者については、代表取締役が推薦し、監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定しております。
(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知に開示しております。また、社外取締役及び社外監査役を除く候補者の選任については、株主総会招集通知に略歴を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項と経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、業務執行の監督機能を担うとともに、法令上必要な決議並びに当社取締役会規程において定めた取締役会付議事項の審議・決議等を通じて重要な意思決定を行っております。また、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程に基づき、取締役会、経営会議、会長、副会長、社長、各業務執行責任者ごとに、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法及び東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づき、その独立性が確保されていることに加え、業務経験や知見等を十分に考慮のうえ独立社外取締役候補者を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の人数は定款で定める15名以内が適切であると考えており、現在の役員は取締役11名(うち社外取締役1名)、社外監査役3名で構成されております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に配慮した構成に努めています。取締役候補者の選任については、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うできる者であることを基準として代表取締役が取締役に推薦し、取締役会で審議のうえ決定しております。

【補充原則4-11-2 取締役、監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役は弁護士、他企業の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、すべての社内取締役は、当社の子会社・関連会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、その業務に専念できる体制となっております。当社役員他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が求められる役割と責務を果たすことができるよう外部セミナーへの参加、社内研修の機会を設け、その費用については会社が負担することとしております。新任取締役については外部の新任役員向けセミナーの受講を要請しております。社外取締役、社外監査役を招聘する際は、当社の事業内容、経営戦略、財務内容等について個別に説明の機会を設けることとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

情報開示担当役員として管理本部長を選任するとともに、管理本部IR・法務部をIR担当部署としております。投資家に対しては決算説明会を年2回開催し、使用した資料及び説明会要旨については当社ウェブサイトに掲載し常時閲覧可能としております。また、逐次スモールミーティングや個別取材等にも応じている他、個人投資家に対しては別途年2~4回、首都圏を中心に個人向け会社説明会を開催することで当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社MONY	1,752,000	8.58
株式会社ミナックス	1,429,800	7.00
中田 みち	1,221,480	5.98
稲永 修	951,680	4.66
敷地 みか	899,720	4.40
レモンガス株式会社	846,000	4.14
稲永 満	767,360	3.75
稲永 稔	754,880	3.69
千葉 久男	447,240	2.19
岩谷産業株式会社	432,000	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
谷口 五月	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷口 五月	○	平成5年4月に弁護士登録、現在は平野・谷口法律事務所に所属する弁護士であります。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な意見をいただけるものと期待して選任しました。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般の株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断していることから、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携状況としましては、監査法人から監査計画の報告、会計監査結果の報告を受ける他、必要に応じて意見交換を行うなど、緊密な相互連携を図っております。
 内部監査部門との連携状況としましては、内部監査の結果について報告を受ける他、必要な都度意見交換し、問題点や対応状況の認識の共有化を図るなど監査の有効性、効率性を高めるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須田 昌久	他の会社の出身者						△							
飯島 節子	その他													
加藤 昌三	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田 昌久		平成10年9月から平成25年6月までの間、エス・エス・エー企画(株)の代表取締役社長を務めておりました。当社は、同社のLPガス主要仕入先として平成24年7月までLPガスの販売を行っていましたが、現在取引関係はなく、当社との間に特別の利害関係はありません。	長年に亘る金融機関での勤務経験や他企業の取締役を歴任するなど豊富な経験と知識を有している他、他社の監査役として監査等に関する専門的な知識を備えていると判断し、社外監査役に選任しました。
飯島 節子		平成12年4月より学校法人捜真学院理事・評議員、平成27年3月より学校法人捜真バプテスト学園評議員を務めております。	長年に亘る教育者としての幅広い見識と学校法人の組織運営者としての抱負な経験を当社の監査業務に活かしていただけるものと期待し、社外監査役に選任しました。
加藤 昌三		平成25年10月より(株)聖学院ゼネラルサービスの代表取締役を務めており、当社は当社との間に取引関係がありますが、平成27年4月期におけるその取引金額は極めて僅少であり、当社との間に特別の利害関係はありません。	長年に亘る金融機関での勤務経験と経営者としての幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと期待し、社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の導入を検討していますが、現段階では導入には至っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は特に定めておりませんが、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案し、個別に決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、選任時に管理本部より全ての社内諸規程を手交し、重要事項については情報伝達を行っております。

社外監査役には、取締役会ならびに定期開催の監査役会を通じ、また必要に応じその他重要会議に出席を求め、情報の伝達と共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[更新](#)

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しており、取締役会・経営会議・執行役員会・監査役会の各機関があります。また、経営陣の迅速な意思決定とそれに基づく業務の確実な執行を徹底する組織体制の確立を目的に執行役員制度を導入しております。

取締役会は、現在11名の取締役(うち社外取締役1名)及び3名の社外監査役で構成されており、毎月1回開催されております。取締役会は経営会議での協議内容を吟味し、法制上の課題を含む重要な経営方針、業務内容を決定する場として機能しております。

経営会議は、代表取締役会長、代表取締役副会長、代表取締役社長、役付取締役で構成され、原則として毎月1回開催しております。その役割は経営の全般的業務執行方針、経営に関する重要事項のうち取締役会に付議する事項を決定する場であると同時に、取締役会で決議された経営命題に対し取組み施策のより具体的な実行プランを協議し、担当責任者へ指示する場として機能しております。また、すべての業務執行事項についての意思決定、及び経営戦略上の重要事項に関する方針審議・意思決定までの事前審議の場とし、経営意思決定の効率化・迅速化を図っております。

執行役員会は、原則として各事業本部及び部の執行を任された本部長・部長が協議する場として毎月1回開催しており、活発な議論が行われると同時に各本部間の課題・情報の共有の場として機能しております。

監査役については、常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名の3名体制としております。監査役会は、各監査役により構成されており、原則として毎月1回開催されております。監査役は、監査役会において活発かつ充実した協議により監査方針、調査方法並びに役割分担を定め、組織的かつ効率的な監査役監査を実施しており、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況及び内部監査の状況

代表取締役の直属の組織として監査室を設置し、内部統制の充実に努めております。その目的は、各部署及び子会社の所管業務が法令・定款及び社内諸規程及び諸取扱要領に従い、適正かつ有効に運用されているか否かを調査、その結果を代表取締役に報告し、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することであり、監査室は、監査役及び会計監査人とも調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。内部統制監査については、内部統制推進委員会によって構築された内部統制システムに則ってその整備状況、運用状況を独立的に評価し、結果は定期的に代表取締役及び監査役に報告しております。

また、取締役・使用人による法令遵守の確保に向けコンプライアンス委員会を、損失の危険の管理に関する体制整備に向けリスク管理委員会を、企業の継続的発展のための人材育成・確保と競争力ある商品開発のための品質管理・向上に向けクオリティ委員会を設置し、それぞれの委員会の委員長及び委員は取締役会の承認をもって任命しております。各委員会活動は、定期的にと取締役会・監査役会に報告するよう体制を整備しております。

コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びクオリティ委員会を統括すると共に、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制（J-SOX）」体制構築の推進機関として内部統制推進委員会を設置しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

グループ会社全体のあらゆるリスクに対する有効なヘッジ策を講じるため内部統制推進委員会を設置、その傘下に分科会としてリスク管理委員会、コンプライアンス委員会及びクオリティ委員会を設置し、リスクの管理、社員の意識強化、人材育成、商品の品質管理向上を図る体制を整備しております。

内部統制推進委員会は、内部統制システム基本方針に基づき、グループ会社全体の内部統制の課題把握、課題解決へ向け、対策の策定とその実行方法について審議・決定しております。

リスク管理委員会は、損失の危険の管理を目的に設置しております。当社グループ全体の事業における様々なリスクを評価しその対策を策定、リスク発生時の損害を最小限に止める体制を整備しております。

コンプライアンス委員会は、当社及びグループ企業の取締役・従業員による法令遵守の確保を図る目的で設置しております。当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理すると共に、コンプライアンスの遵守状況を定期的且つ必要な都度、取締役会及び監査役会に報告しております。

更に、コンプライアンスに係る社員教育を継続的に実施しており、特に保安業務に関する教育は、毎月実施する他、必要に応じて臨時的な保安教育を行うなど、保安の強化・維持に努めております。「倫理規程」「倫理指針」「懲戒基準」をはじめとする各種規程を従業員に周知徹底し、社会的規範にもとることなく誠実かつ公正な企業活動の実践を図っております。法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。

クオリティ委員会は企業の継続的発展を支えるために不可欠な人材の育成・確保と競争力ある商品開発のための品質管理・品質向上を目的に設置しております。人材育成については、従業員の生産性向上のための社員教育について協議し、スキルある有能な人材の確保を推進しております。商品の品質管理・品質向上については、当社で扱う全ての商品（主にLPガス、ウォーター）について必要なプロセスや改善点などの協議・指導を行い、一貫した品質管理のもと高品質な商品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は社外取締役1名を含む11名の取締役と社外監査役3名で構成されており、原則毎月1回開催しております。定期開催の経営会議での協議内容を吟味し、法制上の課題を含む重要な経営方針を決定する場として機能しております。社外取締役が客観的な視点から当社の経営に対する有益な発言を行うなど、取締役の業務執行状況の監督強化に努めております。更に社外取締役を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として任命し、経営監視機能の客観性・中立性の保持・強化に努めております。

また、当社は執行役員制度を導入しており執行役員会を毎月1回開催しております。経営陣の意思決定に基づく確実な業務執行を徹底するための議論の場として機能しております。

監査役会は常勤社外監査役1名と非常勤社外監査役2名の3名で構成されており、原則毎月1回開催し、活発な協議を行うと共に監査室、会計監査人と連携し効率的な監査役監査を実施しております。

更に金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制（J-SOX）」の推進機関として内部統制推進委員会を設置しコンプライアンス体制の充実にも注力しております。

こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化につながっているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、開催日の17日前に招集通知を発送いたしました。
その他	株主総会において、事業報告・経営方針等をスクリーンを使ってわかり易く説明しております。また、招集通知発送日の前日より、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算短信及び決算短信発表後に、速やかにアナリスト・機関投資家向けに図表や映像を使用して、社長による財務報告並びに事業展開の説明を行っております。直近は、平成27年12月に平成28年4月期第2四半期決算説明会を開催し、説明は管理本部長が行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設置し、プレスリリース、IRカレンダー、財務情報等の情報公開を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署として管理本部にIR・法務部を設置、機関投資家・個人投資家、マスコミ対応については、主に管理本部長及びIR・法務部員が行っております。	
その他	アナリストや機関投資家からの申入れに対応し、個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時・適正な情報の開示を確実に行う体制の整備を最優先課題として取り組んでおります。情報開示担当責任者を任命し、情報の発生から開示までの流れを定め、証券取引所開示規定及び金融商品取引法に沿った開示を励行しております。また、インサイダー取引防止規則、情報システム管理規程、文書管理規程により内部情報及び個人情報の保護・管理に努めております。その他、全社員の行動規範としての「倫理規程」を定め、社会的役割と自己規律に対する意識の向上を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が取り扱うLPガス、ハイウォーター及びアルピナの容器は主にリユースまたはリターナブル容器であります。配送にはクリーンなLPガス車を使用しております。また、毎年NPO法人日本スペシャルオリンピックスへの寄付、イベント開催時の支援活動を行っております。平成24年2月に横浜市港北区と災害時における必要物資等の優先的な提供及び貸与に関する協定を締結しました。更に、平成24年12月に千葉県富里市と災害時における飲料水の調達及び供給等の協力に関する協定を締結しました。平成27年3月に横浜市より、本業を通じて取り組んできた社会的事業活動が評価され「横浜型地域貢献企業」に認定されました。
その他	<役員への女性の登用状況> 当社の役員の数には14名であり、その男女別の内訳は男性11名、女性3名であります。 <女性の活躍の取り組みについて> 当社は、女性の活躍に向けた環境づくりの一環として、事業所内保育所を設置しております。仕事と子育ての両立を支援し、女性が継続的に勤務できる環境整備にも力を入れております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

当社は、業績の安定と着実な向上を進める中で、社会貢献と健全な企業人育成を目指すため、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ企業は、「経営理念」の浸透と法令遵守の徹底を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制にかかわる規程を整備するとともに、当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社及びグループ企業のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理の上、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかわる情報については、文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに社内文書規程等に則り、各業務担当部署又は管理本部において適正に保存及び管理を行うこととし、取締役及び監査役は随時閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険を可能な限り回避するよう経営にかかわるリスクを体系的に把握し、経営の安定性確保の施策を総合的に進められるようリスク管理規程を定め、当社にリスク管理委員会を設置する。

(2) リスク管理委員会は定期的に当社及びグループ企業のリスク管理体制整備の進捗状況をレビューするとともに定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、定期的開催の経営会議において、当社及びグループ企業の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる情報の共有化を図るとともに、適切な意思決定のための審議を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において各々の職務及びその職務執行手段を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、当社及びグループ企業で発生する可能性の高い重要なコンプライアンス上のリスクを想定し、それぞれ責任者を定め、その予防体制を整備する。

(2) コンプライアンス委員会は年間活動計画を策定し、グループ全社員の行動規範として定めた「トール倫理指針」の徹底と、グループ全社員のコンプライアンス教育・啓発を実施する。

(3) 監査室は、内部監査規程に基づき、当社及びグループ企業の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対しその結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善状況についても、追跡監査を行う。

(4) 公益通報制度を踏まえたグループ内相談窓口の責任者を取締役の中から任命し、コンプライアンス逸脱行為防止に向けた体制を整備する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 企業集団として「トール経営理念」、並びに行動規範としての「トール倫理指針」を共有し、コンプライアンスやリスク管理などの理念の統一を保つ。

(2) 当社が一括して100%子会社の経理業務と人事業務における事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。

(3) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ企業との連携を図る所管部署を設置するとともに、グループ企業に対し重要事項の事前承認及び定期的な経営情報の報告を義務付ける。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役が職務遂行を補助する体制の確保が必要と認めた場合には、取締役会に諮った上で、当社の従業員から任命するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 管理本部長は、補助するスタッフの人事異動・人事評価等については、監査役会の意見を斟酌するものとする。

(2) 監査役が職務を補助するスタッフは、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

9. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役会は監査役会に報告すべき当社及びグループ企業に関する下記事項の基準を監査役会と協議の上制定し、取締役は基準に則り報告する。

a. 監査役が出席する会議

b. 監査役が閲覧する資料

c. 監査役に定例的に報告すべき事項

d. 監査役に臨時的に報告すべき事項

(2) 報告該当事項の担当取締役は、常勤監査役に文書又は資料のコピーにより報告する。報告を受けた常勤監査役は、他の全ての監査役に伝達する。

(3) 当社及びグループ企業の取締役及び従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報および通報者保護管理規程に基づき、監査役へ報告をした者に対し当該報告をしたことを理由としていかなる不利益扱いも行わず、当該報告者に対し不利益扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を科すことができる。

11. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び取締役会は監査役の情報収集、監査役監査に協力の、積極的な意思疎通を図る。

(2) 取締役会は監査役の効率的監査業務の実施のため、監査室との緊密な連携、必要に応じての応援等につき協力する。

(3) 取締役会は監査役が必要な場合には、専門家（弁護士、税理士、公認会計士等）と意思疎通を図るなど、監査役の円滑な監査活動のための体制を整える。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程及び反社会的勢力排除規程に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

a. 反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理本部長、不当要求防止統括責任者を総務部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口として、その対応を行う。

b. 管理本部に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関（警察、弁護士等）

との連携強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社は、倫理規程及び反社会的勢力排除規程に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとしております。

コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく役職員の行動規範を整備し、社会的役割の認識と自己規律の確立を求めています。また、取締役会や諸会議、社内通達において周知徹底し、万一問題が発生した場合には、担当者だけに任せず、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談して適切な処置をとることとしております。

整備状況については、以下の通り体制を整えています。

(1) 反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理本部長、不当要求防止統括責任者を総務部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口として、その対応を行う。

(2) 管理本部に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関(警察、弁護士等)との連携強化を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



